

北本市空家等対策計画作成スケジュール

事務手続		平成30年10月1日 施行の場合
北本市空家等対策協議会において審議	—	2月中
審議後の計画の素案の策定 (市長まで決裁)	施行日の6か月前の中旬	3月15日頃
パブコメ実施の広報原稿 締め切り(素案の公表)	施行日の6か月前の末日	4月30日 (6月号広報)
ホームページ原稿締め切り (素案の公表)	施行日の4か月前の上旬	6月5日頃
素案の公表及び意見の受付 ・ホームページ ・窓口等 ・広報(公表時期、公表方法、 意見の提出方法等の周知)	施行日の4か月前の上旬から 3か月前の上旬	6月10日頃～ 7月10日頃
最終案の北本市空家等対策庁内 検討委員会での確認	—	7月下旬
意見を踏まえた原案の作成 及び市長決裁	施行日の2か月の上旬	8月5日頃
最終案を北本市空家等対策協議 会において確認	—	8月中旬
広報原稿締め切り(パブリッ ク・コメントの実施結果)	施行日の2か月前の末日	8月末日 (10月号広報)
意見に対する市の考え等の公表 ・ホームページ(施行日の10 日前までに原稿提出) ・窓口等	決裁後速やかに	10月1日施行

※ 審議会等へ諮問・答申等を行う場合、また、計画書等を印刷業者に作成を依頼する場合には、日程の設定には十分注意をすること。